



平成25年5月10日

各 位

会社名 名港海運株式会社
代表者名 取締役社長 藤森 利雄
(コード番号 9357 名証第2部)
問合せ先 専務取締役 岡部 和壽
(TEL 052-661-8135)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第90回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第3条（目的）について、事業目的を追加するものであります。
- ② 利便性向上および公告手続合理化のため、現行定款第5条（公告方法）について、公告方法を電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由で電子公告によることができない場合の予備的な措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第1章 総則 (目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 〱 (省略) (15) 〱 (新設) <u>(16) 前各号に掲げたものの付帯事業</u> (公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>名古屋市内において発行する中部経済新聞に掲載する。</u> | 第1章 総則 (目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 〱 (現行どおり) (15) 〱 <u>(16) 発電及び売電に関する事業</u> <u>(17) 前各号に掲げたものの付帯事業</u> (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞に掲載する。</u> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日（木）
 定款変更の効力発生日 平成25年6月27日（木）

以 上